

# はじめよう、ふるさと宮田の心を育む風景づくり

## —宮田村の景観計画・景観条例の策定にむけて—

### ■ 景観計画・景観条例とは？

2004年に景観法が制定され、全国の市町村で景観法に基づいた景観計画の策定、景観条例の制定が進んでいます。現在、宮田村では長野県が策定している景観計画に準じていますが、近隣の伊那市、駒ヶ根市では独自の計画を立て既に運用しており、また箕輪町でも今年度10月の景観計画並びに関連条例の策定を目指し協議を進めています。宮田村も村の特徴を活かし、将来に向けた景観まちづくりを推し進めていくために、独自の景観計画・条例をつくる必要があります、2014年度より本格的に取り組み始めています。

### ■ なぜ景観計画が必要なのか

景観とは、生業や風土といった地域の特色が形として現れたものです。つまり、宮田村が「住みたい・訪れたい・帰りたい・働きたい・ここで作られたものを買いたい」と多くの方が思える村であり続けるためには、これまで受け継がれてきた村の景観を守り、そして育てていくことが必要であり、同時にそれは村の将来を支えることになります。

国における地方創成の取り組みや国道153号線バイパス（伊駒アルプスロード）の計画など、宮田村の将来に大きく影響を与える動向があることから、宮田村の将来ビジョンを具体的に描き、景観として見える形に誘導していくための景観計画の策定が急がれています。



### ■ 景観計画で定めること

景観計画では、計画の目的・対象範囲・良好な景観まちづくりのためのルールといった計画の基盤となる部分に加えて、景観上重要な樹木・建造物・公共施設の指定方針といった地域の景観の核となるものを守っていくためのルール、そして景観計画に則って景観まちづくりを進めていくための組織・方策を定める必要があります。

### これまでの検討経過

宮田村では景観計画策定に向けて、外部有識者として景観まちづくりに見識の深い早稲田大学の佐々木葉教授にご協力頂き、2014年度の9月から景観基礎調査を開始しました。これまでの計3回の調査では、空撮ヘリ（ファントム）による上空映像や土地利用図、加えて村史を用いることで、村の骨格構造や景観構成要素を歴史的な観点とも合わせて把握していきました。

2015年2月27日（金）には、宮田村役場において景観基礎調査の結果をもとに、佐々木葉教授をお招きして「はじめよう、ふるさと宮田の心を育む風景づくり」と題した景観まちづくりのための講演会を開催しました。参加頂いた住民の皆様には、アンケートにもご協力頂き、多くの貴重なご意見を頂きました。

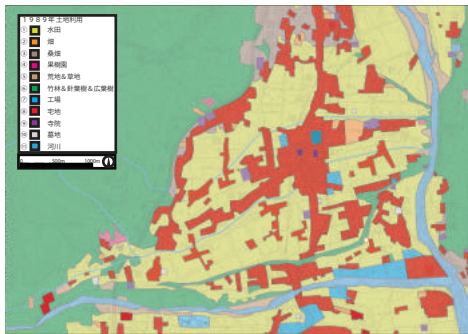
また、これらの調査と並行して、公募で選ばれた住民の方々と村役場職員を中心に「景観を考える会」を組織し、佐々木葉教授や環境・公共政策プランナーの藤倉英世氏を交えてこれまでに4回協議を重ねてきました。



## ■ 宮田村の景観の現状・特徴

### (1)現在の村の構造

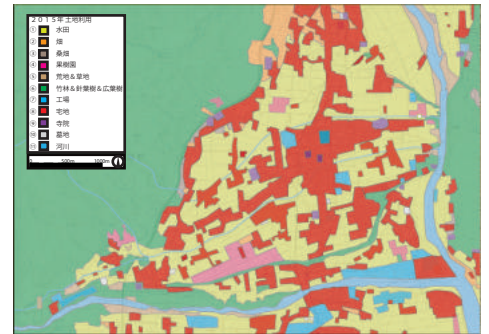
宮田村の景観の特徴を把握するため、1911年から2014年までの地形図を利用することで、村の構造がどのように変化してきたのかを把握しました。下に3枚並んでいる地図は1989年、2001年、2015年の土地利用を色分けして表したものです。地図上で赤く塗られている部分は宅地、黄色く塗られている部分は水田を示しています。



1989年土地利用



2001年土地利用



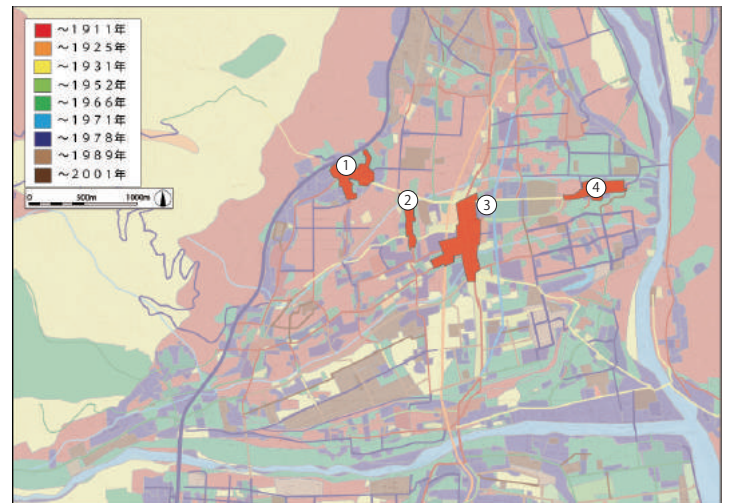
2015年土地利用

3枚の地図を見比べると、赤で塗られた部分が村全域に広がってきていることがわかります。これはつまり、1989年からの約20年間で市街地が拡大しただけではなく、村の至る所に宅地が造成されたことを示しています。その結果、現在の田園が広がる中に宅地が散在している村の景観がつけられました。

### (2)宮田村の景観の特徴

右の地図は、1911年から2001年までに発行された9枚の地図を土地利用と道路を年代ごとに色分けしながら重ねることで作成したものです。地図上で、赤く濃く示されている4つのエリアは1911年から2001年までの約100年もの間道路の線形とその沿道の土地利用が変化しなかったエリアであり、左側から①北割集落②田中道周辺③町割宮田宿④中越集落です。これらの地区は、時間的な奥行きが特に深い地域であり、宮田村の景観の核になるエリアだと考えられます。

この4つのエリアに加え、景観基礎調査によって「田んぼ」「水路」「蔵」「段丘の緑」「火の見櫓」が宮田村の景観を特徴づけるものとして抽出できました。



## ■ 今後の方針

まず景観計画策定委員会を組織し、景観計画策定に向けて綿密な計画を立てるとともに議論を進めていきます。議論をする上では、地方創成や後期総合計画、加えて他の市町村の景観計画との連携、整合性を取りつつ、宮田村独自の景観計画の策定を目指していきます。また、景観計画を策定する上で最も欠かせないことは住民の皆様の意向を計画に反映することであるため、住民の皆様を交えた議論の場を設けることで、住民の方々の意向把握と議論を行っていきたく存じます。

### 問い合わせ・連絡先

宮田村役場建設課建設係 電話番号：0265-85-5863 メールアドレス：kensetu@vill.miyada.nagano.jp